

# 告 示

## 埼玉県告示第百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により八潮市から草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕